

文京区障害者グループホーム整備費補助要綱

- 23文福障第1857号平成23年12月8日区長決定
一部改正
- 24文福障第2743号平成25年3月29日部長決定
一部改正
- 25文福障第11232号平成26年3月24日部長決定
一部改正
- 27文福福第1387号平成27年11月5日区長決定
一部改正
- 29文福福第1234号平成30年2月14日部長決定
一部改正
- 2020文福障第19号令和2年4月1日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）の障害福祉サービス事業を行う社会福祉法人等に対し、当該グループホームに供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、グループホームの整備を図り、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等（次号に該当するものを除く。）
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人及び同条第2号に規定する公益財団法人
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (6) 前各号に規定する法人以外の法人

(補助対象事業)

第4条 補助の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が国又は東京都のグループホームを整備する事業に係る補助金の交付を受けて、区の区域内においてグループホームを整備する事業であって、文京区地域福祉保健計画に沿ったものである。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、補助対象事業に係る施設の整備に要した費用（以下「施設整備費」という。）とし、備品整備費については、対象としない。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（補助対象事業に係る工事の期間が複数年度にわたるときは、当該工事を実施した年度ごとに、当該工事の出来高に応じた額）とする。ただし、予算の範囲内とし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 施設整備費の実支出額から国及び東京都の補助金又は交付金その他の収入額を控除して得た額に別表第1に定める補助率を乗じて得た額と、同表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない額
- (2) 令和2年度から令和5年度までの間に補助対象事業に係る工事に着手した場合施設整備費の実支出額から国及び東京都の補助金又は交付金その他の収入額を控除して得た額に別表第2に定める補助率を乗じて得た額と、同表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、文京区障害者グループホーム整備費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条に規定する交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、交付の適否を決定しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、文京区障害者グループホーム整備費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は文京区障害者グループホーム整備費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認事項)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区障害者グループホーム整備費補助金事業計画変更申請書（別記様式第4号）又は文京区障害者グループホーム整備費補助金補助対象事業計画中止申請書（別記様式第5号）を提出し、あらかじめ区長による承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項に規定する申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助対象事業

の変更又は中止をすることが適当であると認めるときは文京区障害者グループホーム整備費補助金事業計画変更承認通知書（別記様式第6号）又は文京区障害者グループホーム整備費補助金補助対象事業中止承認通知書（別記様式第7号）により、適当でないとき認めるときは不承認通知書により、交付決定者に通知しなければならない。

3 区長は、前項の規定により補助対象事業を変更し、又は中止することを認めるときは、交付決定額を変更することができる。

4 区長は、前項の規定により交付決定額を変更したときは、文京区障害者グループホーム整備費補助金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに文京区障害者グループホーム整備費補助金実績報告書（別記様式第9号）を区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び請求）

第11条 区長は、前条に規定する実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区障害者グループホーム整備費補助金額確定通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知する。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書（別記様式第11号）により補助金の交付を請求しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（財産処分の制限）

第13条 交付決定者は、補助対象事業により取得した不動産及びその従物については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める財産の処分制限期間に準拠し、これに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（財産処分に伴う収入の取扱い）

第14条 交付決定者が区長の承認を受けて、財産の処分をすることにより収入があった場合には、区長は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(帳簿及び関係書類の管理保管)

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他の補助条件)

第16条 交付決定者は、補助対象事業に係るグループホームについて、次に掲げる条件に従って運営しなければならない。

- (1) 施設への入居者の選定に当たり、区と協議を行うとともに、文京区民が優先して入居できるよう、特段の配慮を行うこと。
- (2) 家賃等その他の利用者負担金は、できる限り低価格に設定すること。
- (3) 区が行う障害福祉関連事業に積極的に協力すること。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年12月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。